

住民監査請求に係る監査結果報告書

平成24年9月5日

豊田市監査委員

平成24年7月13日付けで受け付けた住民監査請求について、地方自治法第242条第4項の規定に基づき監査を行った。監査の結果は次のとおりである。

平成24年9月5日

豊田市監査委員

柿 島 喜 重

池 野 甲 志

八 木 哲 也

松 井 正 衛

目 次

第1章 請求の概要	1
1 監査の対象とすべき事実	
2 違法又は不当であるとする理由又は根拠	
3 講ずべき必要な措置	
第2章 請求の形式要件及び受理	1
第3章 監査の手続	2
第4章 陳述及び事情聴取	2
1 請求人による陳述	
2 関係職員からの事情聴取	
3 関係人からの意見聴取	
第5章 請求内容に係る事実関係	3
1 豊田森林組合職員採用試験の日時・場所・方法等	
2 豊田森林組合職員採用試験への森林課主幹の関与	
3 豊田森林組合からの要請、森林課長から森林課主幹への指示	
第6章 森林課と豊田森林組合の業務内容等	4
1 森林課の業務	
2 豊田森林組合の概要	
3 豊田市と豊田森林組合の関係	
第7章 請求人の主張に関する検討	5
1 職務の公益性及び職務専念義務について	
2 職務命令について	
第8章 結 論	6
附帯意見	6

別記1 住民監査請求書

参照・引照資料目録

- 1 関係職員疎明資料等
- 2 その他参考資料

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項の規定に基づき、豊田市監査委員に対し、豊田市森林課職員が豊田森林組合の職員採用試験に公務として参加したことに係る住民による監査請求（以下「本請求」という。）が行われた（受付日：平成24年7月13日）。

なお、請求内容は、別記1のとおりである。

本請求について、慎重かつ詳細に監査を行い、監査委員の合議の下、以下のとおり結論を得た。

第1章 請求の概要

本請求の概要は以下のとおりである。

1 監査の対象とすべき事実

平成23年12月に、森林課主幹が豊田森林組合の職員採用試験に公務として参加したこと。

2 違法又は不当であるとする理由又は根拠

監査対象行為について、請求人が主張する違法又は不当であるとする理由又は根拠は、以下のとおりである。

- ・民間の会社である豊田森林組合の業務に参加することは、職務の公平を求める法律（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第30条）及び職務に専念する義務（地公法第35条）に違反する行為ではないのか。
- ・豊田森林組合は公共的団体ではあるが、自治法にも地公法にも公共的団体の仕事を公務と認める条文はなく、また、任命権者の許可も得ず豊田森林組合の職員採用試験に公務として参加することは違法だと思われる。

3 講ずべき必要な措置

不正に支払われた給与の豊田市への返納

第2章 請求の形式要件及び受理

請求内容についての具体的な検討に先立って、本請求が自治法第242条第1項及び第2項に定める形式要件を具備したものであるかどうかについて検討した。

検討の結果、形式要件を具備しているものと認め、平成24年7月31日付けで受理した。

第3章 監査の手続

本請求の内容を整理すると、「豊田市職員」が「豊田森林組合の業務に参加すること」は、

- (1) 地公法第30条に規定する「サービスの根本基準」に違反する行為ではないのか。
- (2) 地公法第35条に規定する「職務に専念する義務」に違反する行為ではないのか。
- (3) 地公法第32条に規定する「上司の職務上の命令に従う義務」に違反する行為ではないか。

の3点であると解される。よって、各項目について、次の観点で確認をすることとした。

(1) サービスの根本基準について

当該行為に公益性が認められるかを確認した。

(2) 職務専念義務について

当該行為が森林課の業務に当たるかを確認した。

(3) 上司の職務上の命令に従う義務について

上司の職務命令があったかを確認した。

第4章 陳述及び事情聴取

1 請求人による陳述

自治法第242条第6項の規定に基づき、陳述等の機会を平成24年8月10日に設定したが、請求人から欠席の回答があり、陳述会は実施していない。

2 関係職員からの事情聴取

関係職員からの事情聴取として、次のとおり実施した。

日 時	平成24年8月13日(月) 午後1時30分~2時30分
場 所	豊田市役所元城仮庁舎 監査委員審査室
関係職員	産業部職員(当時森林課長)及び森林課主幹

3 関係人からの意見聴取

関係人からの意見聴取として、次のとおり実施した。

日 時	平成24年8月13日(月) 午後2時45分~3時25分
場 所	豊田市役所元城仮庁舎 監査委員審査室
関係人	総務部職員

日 時	平成24年8月24日(金) 文書回答日
場 所	文書による意見聴取
関 係 人	豊田森林組合

第5章 請求内容に係る事実関係

請求内容に係る事実関係は、市長から提出された疎明資料、関係職員及び関係人からの事情聴取等によれば、以下のとおりである。

1 豊田森林組合職員採用試験の日時・場所・方法等

ハローワーク、豊田森林組合ホームページ等で募集を告知し、採用条件に合致している申込者を対象に選考を行った。

・第1次選考

小論文審査：平成23年11月29日(火)～30日(水)

判 定 会：平成23年12月 1日(木) 午後1時から午後4時まで

- ・採用申込書、履歴書、小論文により、評価項目に沿って評価し、応募者19人の中から5人に絞り込んだ。

- ・森林組合長、専務理事、参事、森林課主幹の4名で判定

会場は豊田森林組合本所 (豊田市足助町横枕)

・第2次選考

面 接 試 験：平成23年12月19日(月) 午後1時から午後4時30分まで

- ・森林組合長、専務理事、参事、森林課主幹の4名で面接試験実施

判 定 会：平成23年12月19日(月) 面接試験終了後

- ・1次選考での合格者を対象に、面接により2人を選考した。

- ・森林組合長、専務理事、参事の3名で実施(森林課主幹は不参加)

いずれも、会場は豊田森林組合本所

2 豊田森林組合職員採用試験への森林課主幹の関与

(1) 豊田森林組合が森林課職員派遣を要請した理由

市が目指す森づくりを担える人材を確保することは、豊田森林組合の重要な課題であった。応募者が、市が目指す森づくりにふさわしい人材かどうか、森林・林業の専門家としての意見を求めるために、職員採用試験への森林課主幹派遣を要請した。

(2) 森林課主幹の役割

第1次選考では、小論文等による審査を行い、応募者を絞り込む判定を行った。

第2次選考では、面接試験において適宜質問し、採点シートに点数を記入し、豊田森林組合に提出した。

なお、最終的な合否判定には関与していない。

3 豊田森林組合からの要請、森林課長から森林課主幹への指示

平成23年9月中旬頃、豊田森林組合専務理事から森林課長に口頭で依頼がなされ、森林課長はこれを口頭で承諾した。また、森林課長は森林課主幹に、豊田森林組合の職員採用試験への参加を命令した。

第6章 森林課及び豊田森林組合の業務内容等

検討に当たり、森林課と豊田森林組合の業務内容及び両者の関わりを確認する。

1 森林課の業務

豊田市事務分掌規則（平成4年規則第13号。以下「事務分掌規則」という。）第11条第7項各号には、森林課の分掌事務を以下のとおり規定している。

- (1) 森づくりに関する企画、調整及び推進に関すること。
- (2) 林業の振興及び木材の利用促進に関すること。
- (3) 林道の管理及び整備に関すること。
- (4) 森づくりに関する団体の指導及び支援に関すること。
- (5) 森づくりに関する人材の育成及び確保に関すること。
- (6) 森づくりの普及啓発及び市民活動の支援に関すること。
- (7) 市有林の管理に関すること。
- (8) 鉱業権に関すること。

森林課は、平成17年の市町村合併により広大になった豊田市域の約70パーセントを占める森林の保全を図るために、同年4月に農林課から分離・新設された課である。豊田市は森林の健全化を推進するため、豊田市森づくり条例（平成19年条例第1号。以下「森づくり条例」という。）を定めるとともに、豊田市100年の森づくり構想（以下「100年の森づくり構想」という。）を策定し、さらにそれらに基づき、豊田市森づくり基本計画（以下「森づくり基本計画」という。）をまとめ、森づくり施策の企画・立案・推進並びに森林組合を始めとする森づくりに関する団体の育成指導及び市民啓発活動を行っている。

- ・ 森づくり条例（平成19年4月施行）

「森林の有する公益的機能が強く求められている現状にかんがみ、その機能が高度に発揮される森づくりをするための基本理念を定め、市等の責務及び森林所有者等の役割を明らかにするとともに、森づくりに関する施策その他の取組を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かな環境、資源及び文化をはぐくむ森林の保全及び創造並びに次世代への継承に資すること」を目的とし、四つの基本理念に基づき森づくりを推進するために制定したもの

- ・ 100年の森づくり構想（平成19年3月策定）

森づくり条例第17条に基づくもので、森づくり条例で定めた基本理念を実現するため、100年先を見据えた森づくりの方向性とこの先おおむね20年間の基本的施策を示したもの

- ・森づくり基本計画（平成19年10月策定）

森づくり条例第18条に基づくもので、100年の森づくり構想の実現に向けて、今後10年間に行う施策を数値目標とともに定め、森づくりを計画的に実現するために策定したものの

2 豊田森林組合の概要

豊田森林組合は、森林組合法（昭和53年法律第36号）に基づく非営利の協同組織であり、自治法第157条に規定する公共的団体等である。平成17年の市町村合併に合わせて、同区域内の豊田、藤岡、小原、足助、旭、下山、稲武の各市町村単位の存在していた7つの森林組合が、対等合併して誕生した組合である。

- (1) 設立 平成17年4月1日
- (2) 目的 組合員が協同してその経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進を図ることを目的とする。
- (3) 出資金 268,381,000円
- (4) 組合員 8,553名
- (5) 職員 51名

(3)～(5)は平成23年度末現在

3 豊田市と豊田森林組合の関係

- (1) 豊田市の出資は16,960千円（平成23年度末現在）で、全体の6.3%を占め、豊田森林組合の中では最大の出資者である。
- (2) 豊田森林組合を、森づくり条例の中で、森林管理の中核的な担い手として位置付け、計画的な森づくりを推進するように求めている。
- (3) 100年の森づくり構想や、森づくり基本計画の中にも、主要な森林管理の担い手であり、最も重要な役割を担う組織として、豊田森林組合を位置付けている。
- (4) この地域に森林整備を担える有力な民間事業者がないため、実際の森林整備の大部分は豊田森林組合が担っている。

第7章 請求人の主張に関する検討

1 職務の公益性及び職務専念義務について

森づくり条例第5条では森林組合を「森林の管理の中核的な担い手」と位置付け、100年の森づくり構想及び森づくり基本計画の中でも、森づくりの推進の担い手として豊田森林組合を重要なパートナーと位置付けており、同組合の役割は極めて大きいものである。また、事務分掌規則第11条第7項第4号の「森づくりに関する団体」には豊田森林組合が含まれ、同組合の指導及び支援を行うことは、森林課の責務と判断できる。

豊田森林組合からの職員採用試験への森林課職員派遣依頼は、森林組合の合併当時から募集のなかった年を除いて毎年行われていた。その目的は、豊田森林組合の将来を担う人材の確保に当

たり、森林行政に熟知した森林課職員に指導・助言を求めたというものであった。

豊田森林組合は合併により誕生して7年が経過したが、その組織基盤は強固とはいえず、同組合単独での職員採用事務のノウハウが不足しており、市に指導・助言を求めることの必要性は理解できる。

本市にとっても森林行政推進のため、豊田森林組合の組織強化と優秀な人材確保が望まれることから、職員採用試験に森林課主幹を派遣した。

森林課主幹の役割は、4人の評価者の一人として小論文等を評価するとともに、人物評価の参考となるよう、森づくりの専門家の立場で受験者に質問を行い、採点結果を豊田森林組合に提出することであった。豊田森林組合は、これらを参考として同組合関係者のみで合否の判定をしたものである。

豊田森林組合の職員採用試験に参加し、支援することは、事務分掌規則第11条第7項第4号及び第5号で規定する「森づくりに関する団体の指導及び支援」及び「森づくりに関する人材の育成及び確保」に該当する事務であり、森林課業務として認められるところである。

したがって、地公法第30条の公益上の必要性が認められるとともに、同法第35条の職務専念義務に違反するものではないと判断できる。

2 職務命令について

森林課長は、豊田森林組合専務理事からの職員採用試験への参加要請を受け、森林課主幹に採用試験への評価者としての参加を命じたものであり、適切な職務命令があったと判断できる。森林課主幹が職員採用試験に参加したことは、地公法第32条に規定する職務上の命令に従ったものであり、違法性はない。

第8章 結 論

以上述べたとおり、本請求に係る行為に違法性又は不当性はなく、請求人が主張する措置の必要性は認められないことから、本請求を棄却する。

附 帯 意 見

- (1) 豊田森林組合からの森林課職員の派遣依頼は、口頭でなく文書による依頼が望ましい。その手続において改善されるべき点が認められる。
- (2) 豊田森林組合の自立を図るため、独自で採用試験が実施できるよう、指導していく必要があると認められる。

豊田市監査委員様

住民監査請求書

地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり住民監査を
請求します。

平成 2 4 年 7 月 1 2 日

請求人 住 所 (省 略)
氏 名 (省 略)

1 監査対象とすべき行為等

- (1) 平成23年12月に、森林課職員が豊田森林組合の職員採用試験に公務として参加したこと。

2 当該行為等に係る関係機関又は職員の場合はその職及び氏名

- (1) 豊田市産業部森林課 主幹 (省略)

3 当該行為等を違法又は不当とする理由又は根拠

- (1) 民間の会社である豊田森林組合の業務に参加することは、職務の公平を求める法律(地方公務員法第30条)及び職務に専念する義務(地方公務員法第35条)に違反する行為ではないのか。

豊田森林組合は公共的団体ではあるが、地方自治法にも地方公務員法にも公共的団体の仕事を公務と認める条文はなく、また、任命権者の許可も得ず豊田森林組合の職員採用試験に公務として参加することは違法だと思われる。

4 当該行為等に関して講ずべき必要な措置

- (1) 不正に支払われた給与の豊田市への返納

5 添付書面

なし

以上

参照・引照資料目録

1 関係職員疎明資料等

番号	資料題名
1	関係職員疎明資料（産業部森林課）
2	関係者調査票（豊田森林組合）

2 その他参考資料

番号	資料題名
1	「地方公務員法」
2	「地方自治法」
3	「森林組合法」
4	「豊田市森づくり条例」
5	「豊田市事務分掌規則」
6	「豊田市100年の森づくり構想」
7	「豊田市森づくり基本計画」
8	「豊田森林組合定款」